

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に障害がある方が、障害者総合支援法などによる福祉サービスを受けたり、医療費助成など各種サービスを利用するために必要な手帳です。

障害の範囲は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能障害に分けられ、障害の程度により1級から6級までの等級があります。

こんなとき	届出等の名称	必要なもの
新しく手帳を受けるには	交付申請	写真2枚・指定医師の診断書 マイナンバーがわかるもの
手帳をなくしたり汚れたら	再交付申請	写真2枚・手帳がある時は手帳
障害の程度が変化したら	再交付申請	写真2枚・診断書・手帳
手帳の基準に該当しなくなったり、 ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳
再判定年月日が近づいたとき (再認定対象者のみ) 3歳未満で認定された場合や障害の軽度化が 見込まれる場合に再判定を行っています。	再交付申請	手帳・申請書・指定医師の診断書・ 写真2枚

※写真の大きさは、縦4cm×横3cmで申請日の6か月以内に撮影、脱帽して上半身を写したもので、原則無背景のもの。
(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(2) 療育手帳

知的障害のある方が、福祉サービスを受けたりするために必要な手帳です。障害の程度判定により㊤(最重度)・A(重度)・㊤(中度)・B(軽度)の区分で交付されます。

こんなとき	届出等の名称等	必要なもの
新しく手帳を受けるには 手帳の更新をするには	交付申請 ※1 事前に判定会の予約が必要です。	写真1枚※2 (新規の場合) マイナンバー がわかるもの
手帳をなくしたり汚れたら	再交付申請	写真1枚 手帳があるときは手帳
手帳の基準に該当しなくなったり、 ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳

※1 事前に判定会の予約が必要です。広島県西部こども家庭センターにご相談ください。

※2 写真の大きさは、縦4cm×横3cmで申請日の1年以内に撮影、脱帽して上半身を写したもので、原則無背景のもの

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638
広島県西部こども家庭センター TEL 082-254-0381)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患、高次脳機能障害及び発達障害等により、一定程度の精神障害の状態にある方が、福祉サービスを受けたりするために必要な手帳です。手帳の有効期限は2年で、障害の程度により、1級から3級までの等級があります。

こんなとき	届出等の名称	必要なもの
新しく手帳を受けるには	交付申請	写真1枚・診断書（障害年金証書、特別障害給付金受給資格者証のコピーでも可）
手帳をなくしたり汚れたら	再交付申請	写真1枚・手帳があるときは手帳
障害の程度が変化したら	申請書（等級変更） ○事前に医師にご相談ください。（年金証書等により申請される場合は不要です。）	写真1枚・診断書（障害年金証書、特別障害給付金受給資格者証のコピーでも可）
有効期限が切れる前に	申請書（更新） ○事前に医師にご相談ください。（年金証書等により申請される場合は不要です。）	写真1枚・診断書（障害年金証書、特別障害給付金受給資格者証のコピーでも可） ☆有効期限の3か月前から申請できます。
手帳の基準に該当しなくなったり、ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳

※写真の大きさは、縦4cm×横3cmで申請日の1年以内に撮影、脱帽して上半身を写したもので、原則無背景のもの。

※手帳の有効期限は2年です。

（問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638）